

# DB 行動規範

## DB Code of Conduct for Business Partners

### DB 行動指針の趣旨

Deutsche Bahn Group (DB グループ)は、この「DB 行動規範、取引先との関係」において、ビジネスパートナーとの取引での、倫理基準の遵守、適用法令の厳守、誠実性に関する事項及び原則を定めています。ビジネスパートナーとは、DB グループに商品・サービスを提供する DB グループ以外の企業を指します。これらには、例えば、サプライヤー、コンサルタント、代理人、その他の商品やサービスの提供者などが含まれます。DB グループは、取引先の皆様に、各社が全世界に保有する全事業単位においてこの DB グループでは、弊社のビジネスパートナーの皆様が、本 DB 行動規範に定められた基準を採用することを期待しています。

### 01 一般原則

DB グループは、持続可能な社会に貢献し、国連グローバル・コンパクトの 10 原則の遵守することを国連に約束しています。商業的な成功と社会的な行動責任は互いに矛盾せず、実際には相互に依存しています。私たちは持続可能で責任ある行動が重要な基盤であると考えます。

そのため、取引先には、

- 特に、人権と国際労働機関 (ILO) が制定している主要な労働基準、腐敗防止法、プライバシー保護法、競争法、独占禁止法及び環境法などそれぞれの法律を厳守し、
- DB 行動規範に定められた原則を遵守し、お取引先様にも行動規範を自らの取引先が遵守されるよう取り組み、それによりこれらの原則を促進し
- 誠実及び責任をもって公正に行動することを求めています。

## 02 お取引先の CSR（企業の社会的責任）

私たちは企業が長期的に成功するためには社会的責任が重要な要素であり、企業価値を高める経営に欠かせないものであると考えています。そのため、お取引先には以下の原則に則った行動を期待しています。

|                |   |
|----------------|---|
| 人権             | お取引先の企業は、広く受け入れられている人権を尊重します。   |
| 児童労働           | DB グループの取引先は、児童労働を断固拒否し、児童労働禁止に関する適用規定を遵守します（ILO 条約第 138 号および第 182 号）。  |
| 強制労働           | DB グループの取引先は、いかなる形態であれ、奴隷労働、強制労働、賦役、農奴、人身売買や非自主的な労働を一切利用してはなりません。また、これらを一切容認してはなりません。DB グループの取引先は、労働者が非人道的な処遇や品位を傷つけられる取り扱い、身体的処罰などを受けないことを保証します（ILO 条約第 29 号および第 105 号）。 |
| 機会均等・多様性       | 取引先は組織内で多様性を推進し、従業員の採用・雇用について差別を許しません。DB グループの取引先は、自らの組織における多様性を促進します。また、従業員の人事・雇用における差別を容認しません（ILO 条約第 100 号および第 111 号）。   |
| 集会の自由・<br>集団交渉 | DB グループの取引先は、集会の自由と利益団体の設立を尊重し、各事業単位の従業員の権利の保護に取り組みます。また、労働者が自分の代表者を自由に選択し、団体交渉を行う権利を尊重します（ILO 条約第 87 号および第 98 号）。  |
| 安全・労働安全衛生      | 「人の安全」を第一に考えていくことが、お取引先様での価値観の根幹です。お取引先様は従業員とともに、安全な職場環境や安全に関する資格、安全な製品・サービス提供します。また、DB グループの取引先は、各産業部門の一般的な安全衛生知識に基づき、必要に応じて業務環境の中でのあらゆる危害の発生源の消滅と排除に努めます。               |
| 環境保全           | DB グループの取引先は、求められる環境基準を遵守し、持続可能な経済活動の環境保護は企業価値の原則としてその促進に取り組みます。DB グループの取引先は、環境保護の責任を果たすため有効な対策を講じます。   |
| 報酬             | DB グループの取引先は、適用法令・業界標準に従って従業員に適切な報酬を支払います。  |
| 労働時間           | DB グループの取引先は、適用法令・業界標準を遵守します。   |
| 雇用関係           | 労働サービスは可能な限り国内法や業界標準の定めに従って正規の雇用関係に基づき提供されるものでなければなりません。  |
| データ保護          | お取引先様は、従業員、ビジネスパートナー及び顧客などの個人情報保護に関する法令を厳守します。  |

## 03 腐敗防止

DB グループはいかなる形態での腐敗や不公正な取引慣行も容認しません。DB グループが事業や取引先の関係において、信用と信頼を確保するためには公正と透明性が欠かせません。

|                  |  |
|------------------|--|
| 汚職               | お取引先様はいかなる形態での腐敗も許しません。自社の従業員やサプライチェーンの従業員などによる不正行為やホワイトカラー犯罪を一切容認しません。  |
| コンサルタント・代理人・仲介業者 | コンサルタント、代理店、ブローカー又はその他の仲介業者に支払われる報酬は、ビジネスパートナー、顧客及びその他の第三者に不当な利益を提供するために利用されてはなりません。当社のビジネスパートナーは、コンサルタント、代理店、その他の仲介業者を適切な選定基準に基づいて真摯に選択します。 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>利益相反の<br/>回避</b>   | お取引先様は汚職リスクにつながる利益相反行為を行わない。  |
| <b>招待・<br/>贈答</b>     | DB グループの業務活動に関連し、お取引先様が不当な利益を得ることなく、また、他の優遇措置を講じることなく、適切な状況下における招待や贈答は法令（特に腐敗防止法）に違反するものではありません。 贈与その他の対価又は利益の受諾又は供与についても同様と考えます。 |
| <b>公務員に対する<br/>行動</b> | 当社の取引先は、公務員又はこれに準ずる者（直接又は間接に第三者を介して行われるか否かを問わない。）に対し、有形無形のいかなる形態での違法な利益の提供を許しません。   |
| <b>政党</b>             | 当社のビジネスパートナーは、政党とその代表者、公職者、選挙の候補者に対し有形無形のいかなる種類の違法な利益供与を許しません。  |
| <b>寄付・協賛</b>          | 寄付はお取引先の自主的な活動であり、対価を期待するものではありません。個人又はグループ、その他組織に対するスポンサー活動を、違法なビジネスの利益のために利用しません。   |
| <b>資金洗浄・<br/>テロ資金</b> | DB グループの取引先は、社内において資金洗浄とテロの資金調達が行われないように適切な措置を講じます。   |

## 04 競争における取引先の行動

DB グループは、常に公正で責任ある市場参加者として行動することを取引先から期待されています。

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>競合とカルテル法</b>        | 取引先は、すべての競争法を厳守します。特に、価格、条件、戦略又は顧客関係、特に入札手続きへの参加に影響を及ぼす協定及び取決めを行いません。競争上での重要な情報の交換その他競争を不法に制限し、又は制限するおそれのある行動についても同様としています。 |
| <b>輸出入管理・<br/>テロ対策</b> | とりわけグローバルな事業活動においては、商品、サービス及び情報の輸出入に関する法令や国際的なテロリズムの対策に関する法令を厳守し、禁輸措置と貿易での制裁措置の遵守に努めます。                                     |

## 05 DB 動指針の遵守

|             |   |
|-------------|---|
| コンプライアンス    | お取引先様は、本 DB 行動規範に定める原則を遵守しなければなりません。  |
| DB グループへの報告 | お取引先様は、DB グループの事業活動において犯罪に影響を及ぼす可能性のあるものについて、通報制度を利用して報告する機会を確保されています。  |
| 通報者の保護      | 本 DB 行動規範に定める原則に違反した事項を通報された方に対してのいかなる差別もゆるされません。   |
| サプライチェーン    | DB グループでは、各種の事業活動の中での取引相手に対し、DB 行動規範またはこれに準ずる原則を誠実に伝えコンプライアンスを維持します。  |
| 結果          | DBグループではビジネスパートナーとの協業を重視しています。このため本「DB行動規範」の <b>軽微な違反に対しては</b> 、ビジネスパートナーが自主的にその違反を是正し、改善する意思がある場合には、合理的な期間内に適切な是正措置をとることを容認します。。他方、 <b>重大な違反</b> （特に犯罪行為に該当する場合）については、DB グループはそのような権利を留保します。この場合には適切な制裁措置により取引関係は即時に終了し、損害賠償等の請求権を行使することができます。 |
| 詳細情報の入手先    | なお、内容の詳細については、 <a href="http://www.deutschebahn.com/compliance">www.deutschebahn.com/compliance</a> をご覧ください。また、ご質問等があれば、DB グループの担当者にお問い合わせください。DB グループ・コンプライアンスにご連絡することも可能です。   |

## 06 施行

2012年7月10日付 DB AG/DB ML AG 理事会決議（2018年12月3日付迅速承認理事会において一部修正）に従います。

以上の通り、本行動規範の内容を理解し同意した証として、署名する。

西暦                      年                      月  
日

会社名：                      印  
住所：  
電話番号：  
担当者及び部署名：